

多摩川クラブ練習会規約

1. 多摩川クラブ練習会(以下「本会」という)の定義

本会は、陸上競技多摩川クラブの中のランニング練習会であり、神奈川県川崎市を主な活動拠点とする。

2. 本会の趣旨

- (1) 本会は、ランニングを趣味とする有志が集い、ランニングを通して、互いに生活を豊かにすることを主旨とする。
- (2) 本会の参加者は、お互いの人格、立場及び相互協力の理念を尊重し合う事とする。

3. 本規約の適用範囲

本規約第2条2項および第8条は、本会が実施する全てのランニング練習会において適用される。

4. 練習会員の定義

- (1) 「陸上競技多摩川クラブ」の会員に登録したものの中から多摩川クラブ練習会参加を希望したもの、および、「多摩川クラブ練習会限定会員」として登録したもの、とする。
- (2) 「多摩川クラブ練習会限定会員」は、全ての練習会への参加が可能であるが、多摩川クラブ主催大会での割引は受けられない。また、大会等への参加時、所属団体に「多摩川クラブ」と記載することはできない。

5. 入会

- (1) 入会前に、試験的な練習会参加が認められる。入会の意思表示は初の練習会参加から2回以内に行うこととする。練習会への体験参加および入会は、原則として毎年4月後半から9月末の期間に受け付ける。
- (2) 本会の趣旨を理解した上で、氏名・連絡先などの記入を必要とする入会書、練習会入会金、年会費、規約への誓約書を提出すれば、老若男女を問わず入会が認められる。
- (3) 他の参加メンバーに不快な思いを与える等、会への参加が望ましくないと本会の練習委員会が判断する参加者は、入会が認められない場合がある。
- (4) 練習会等における事故・怪我・盗難等に関しては自己責任を原則とし、本会は一切の責任を負わない。

6. 更新

前項(2)の手続きは、年一回更新する。

7. 退会

- (1) 本会の退会にあたり、その旨を申告すれば、随時退会となる。
- (2) 前条の年度更新手続きを行わないものは退会となる。
- (3) 以下の場合には、練習委員会の判断に基づき、退会を勧告し、または除名する場合がある。
 - ① 下記8の禁止事項を行った人物。
 - ② その他、会への参加が望ましくないと練習委員会が判断する人物。

8. 禁止事項

以下の行為については、禁止事項とする。

- (1) 本規約を確信的に破る行為。
- (2) 他の参加者を誹謗・中傷する行為。
- (3) 他の参加者が、肉体的または精神的に苦痛や不快を感じる行為。
- (4) セクハラ行為。
- (5) その他社会人としての常識や品位に欠ける行為。

9. 練習委員会について

- (1) 本会の運営組織として、練習委員で構成される練習委員会を設置する。
- (2) 練習委員会に、練習委員長、会計係を置く。
- (3) 合議の決定判断は、練習委員長が最終承認した事項とし、練習委員長はその内容に責任を持つ。
- (4) 練習委員は、運営において練習委員長と意見を取り交わし、最終判断は練習委員長の意向に従う。
- (5) 練習委員長は、練習委員の中から、練習運営の各係リーダーを指名する。練習会会員は練習委員および、各係リーダーの指示、意向に従う。
- (6) 練習委員長は、多摩川クラブ練習会会員の中から、練習委員会より推薦される。基本任期は 2 年とし、2 年ごとに見直しをする。再任は妨げない。練習委員長が任期中に辞任した場合、練習委員会による推薦合議が行われる。
- (7) 練習委員は練習委員長が多摩川クラブ練習会会員の中から推薦し決定する。
- (8) 練習委員数はその年の状況により、練習委員長が判断する。
- (9) 練習委員長が空位の場合には、練習委員の過半数の合意をもって練習委員会の最終判断とする。

10. 不信任、リコール

A 練習委員長不信任について

- (1) 練習委員は、練習委員長が立場にふさわしくないと判断した場合、練習委員長に対して不信任決議を練習委員会に提出することが出来る。
- (2) 不信任決議は、練習委員から練習委員長にふさわしくない明快で具体的な理由をそえて提案される。練習委員会で過半数を獲得した場合に承認される。ただしその不信任理由は、練習委員長が直近に選出された以後を問題とする。以前には遡らない。練習委員長は評決に参加できない。決議結果は否定できない。

B 練習委員不信任について

- (1) 練習委員長が、特定または複数の練習委員が立場にふさわしくないと判断した場合、練習委員に対して不信任決議を提出することができる。
- (2) 不信任決議は、練習委員長から練習委員にふさわしくない明快で具体的な理由をそえて提案され、練習委員会で過半数を獲得した場合、承認される。ただしその理由は、練習委員が直近で選出された以後を問題とする。以前には遡らない。当該練習委員は評決に参加できない。
- (3) 当該練習委員が望んだ場合、練習委員長を承認するかの合議も、同時に行うことができる。

C 練習委員長リコールについて

- (1) 多摩川クラブ練習会会員は、練習委員長が立場にふさわしくないと判断した場合、明快で具体的な理由をそえて署名活動を行い、練習会過半数の署名名簿を練習委員会に提出すれば、全体の練習委員長選挙が行われる。理由が根拠のない誹謗中傷の場合、認められない。
- (2) 練習委員長は得票が 2 位以下だった場合、交代となる。
- (3) 新練習委員長は新たに多摩川クラブ練習会会員の中から練習委員を指名し、新練習委員会を発足する。

D 練習委員リコールについて

多摩川クラブ練習会会員は、特定または複数の練習委員が立場にふさわしくないと判断した場合、明快で具体的な理由をそえて署名活動を行い、練習会過半数の署名名簿を練習委員長に提出すれば、練習委員長は当該練習委員を更迭しなければならない。理由が根拠のない誹謗中傷の場合、認められない。

11. 総会

- (1) 本会は、原則として毎年4月に定例総会を開催する。事情により4月以降にずれ込むことも可とする。
- (2) 総会における決議事項は、以下とする。
 - ① 前年度(前年の4月～その年の3月)の会計報告
 - ② 本規約についての見直し
 - ③ 新練習委員長、新練習委員の発表(2年に1度)
 - ④ その他必要事項
- (3) 前記総会の決議は、出席者の過半数以上で承認される。
- (4) 練習委員長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。
- (5) 練習委員長が空位の場合には、練習委員の過半数の合意によって臨時総会を招集することができる。

12. 知的財産権

- (1) 会員内で共有される動画や画像、および知的財産の著作権は「多摩川クラブ練習会」のものとする。

13. 本規約の有効期限

- (1) 本規約について有効期限は特にもうけない。
- (2) 本規約についての見直しは、練習委員会で行われ、総会において承認される。

以上